記者発表資料

平成２７年８月６日
国土交通省東北地方整備局
酒田河川国道事務所

【試行】 河川内の樹木等の伐採者を公募します

酒田河川国道事務所では、一定の条件を満たす企業や団体、個人等へ「公募型樹木等採取」の試行として、河川内の樹木採取を許可します。この取り組みにより、燃料や製品の原料等としての活用及び樹木の加工や販売など、営利目的でも使用することができます。応募を希望される方は、公募説明書をご確認の上、規定の様式にて申請していただき、**河川法第２５条の許可※1** を受けることとなります。
なお、正式な応募手続きについては公示日（８月７日を予定）以降となります。

■河川法第２５条の許可※1 とは・・河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２５条（土石等の採取の許可）は河川区域内の土地において河川の産出物（土石、樹木等）を採取する際に適用される法律です。「公募型樹木等採取」を行う際には、この条項が該当となります。

【概　要】

○伐採箇所
山形県酒田市大宮地区の高水敷　５区画（酒田出張所管内）
山形県東田川郡庄内町榎木地区の高水敷１０区画（酒田出張所管内）
山形県鶴岡市我老林地区の高水敷　５区画（赤川出張所管内）
山形県鶴岡市松尾地区の高水敷　９区画（赤川出張所管内）
山形県東田川郡三川町成田地区の高水敷　２区画（赤川出張所管内）
山形県東田川郡庄内町狩川地区の高水敷１６区画（飽海出張所管内）
＜別紙図参照下さい。赤枠で囲った箇所が対象です。＞

○樹　　種　ヤナギ、ハリエンジュ（ニセアカシア）、オニグルミが主体

○伐 採 量　本　数：１０～７０本程度（径１５～２０㎝）
１区画：３８０～３，６００㎡程度（平均面積：約９５０㎡）

○公募予定期間　平成２７年８月７日（金）～９月３日（木）

○応募資格　公示及び酒田河川国道事務所ホームページで確認願います

○応募方法　規定の応募様式で応募して下さい

○伐採開始予定　平成２７年１０月上旬～

酒田河川国道事務所ホームページにも掲載予定
URL http://www.thr.mlit.go.jp/sakata/

〈記者発表先：酒田記者クラブ、鶴岡記者会、エフエム山形、酒田エフエム放送〉

問い合わせ先
国土交通省東北地方整備局　酒田河川国道事務所
電話　０２３４－２７－３３３１
副所長（河川）：　森　　禎　一（内線２０４）
河川管理課長：荒　木　　秀　重（内線３３１）

樹木等採取予定箇所図（酒田市大宮地区）



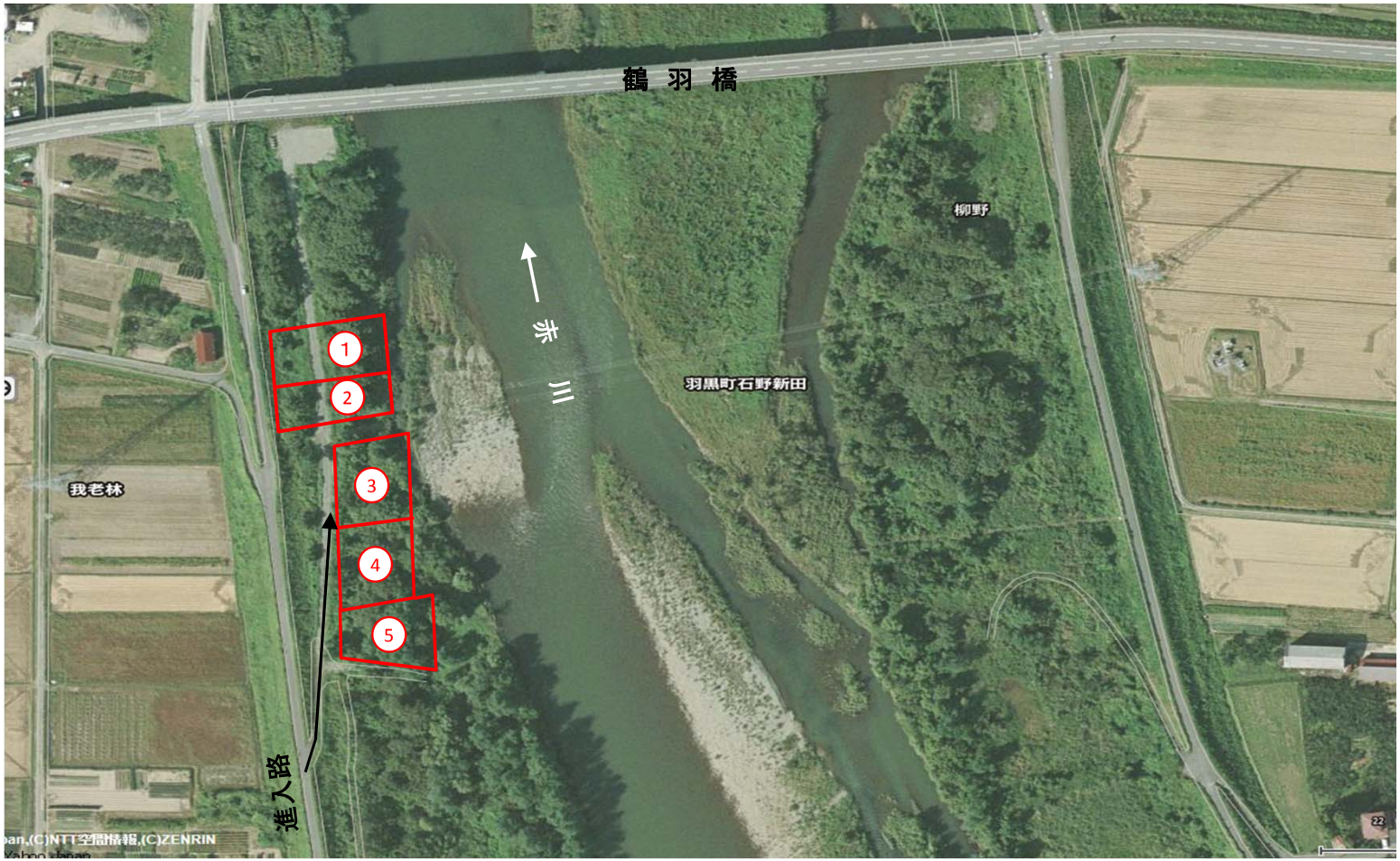
区画	延長	幹本数（径15～20cm）	面積	区画規模	
				延長	奥行き
①	L= 20 m	約10～20本	A= 440 ㎡	L= 20 m	W= 22 m
②	L= 15 m	約20～30本	A= 380 ㎡	L= 15 m	W= 25 m
③	L= 15 m	約30～40本	A= 400 ㎡	L= 15 m	W= 26 m
④	L= 15 m	約30～40本	A= 410 ㎡	L= 15 m	W= 27 m
⑤	L= 15 m	約30～40本	A= 460 ㎡	L= 15 m	W= 30 m

樹木等採取予定箇所図（庄内町榎木地区）



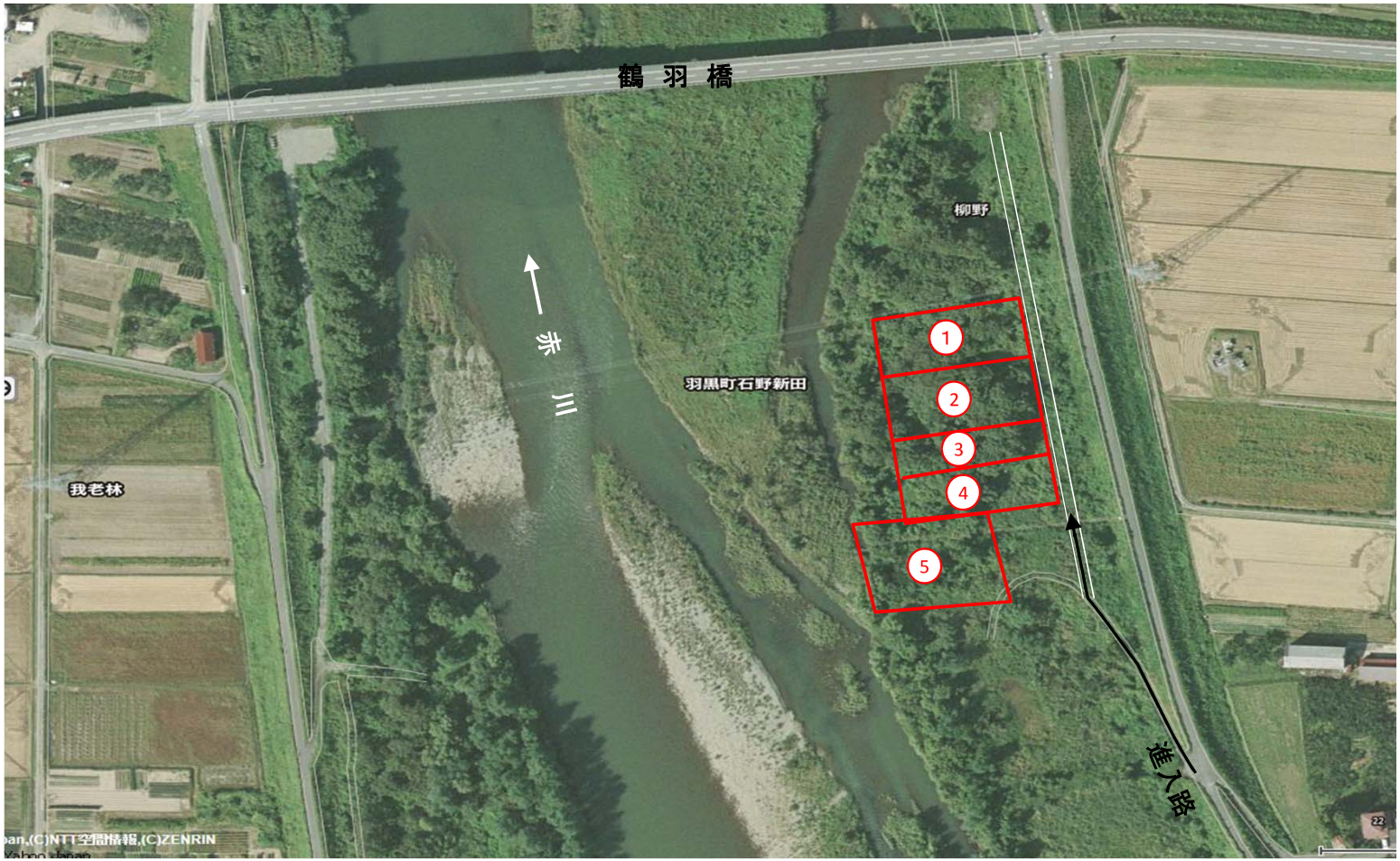
区画	延長	幹本数 （径10～30cm）	面　　積	区画規模	
				延長	奥行き
①	L= 12 m	約10～20本	A= 500 ㎡	L= 12 m	W= 42 m
②	L= 12 m	約20～30本	A= 510 ㎡	L= 12 m	W= 42 m
③	L= 21 m	約20～30本	A= 510 ㎡	L= 21 m	W= 24 m
④	L= 12 m	約20～30本	A= 500 ㎡	L= 12 m	W= 41 m
⑤	L= 13 m	約20～30本	A= 510 ㎡	L= 13 m	W= 41 m
⑥	L= 21 m	約10～20本	A= 500 ㎡	L= 21 m	W= 24 m
⑦	L= 13 m	約20～30本	A= 500 ㎡	L= 13 m	W= 40 m
⑧	L= 22 m	約10～20本	A= 500 ㎡	L= 22 m	W= 23 m
⑨	L= 14 m	約10～20本	A= 520 ㎡	L= 14 m	W= 38 m
⑩	L= 24 m	約20～30本	A= 500 ㎡	L= 24 m	W= 32 m

樹木等採取予定箇所図（鶴岡市我老林地区）



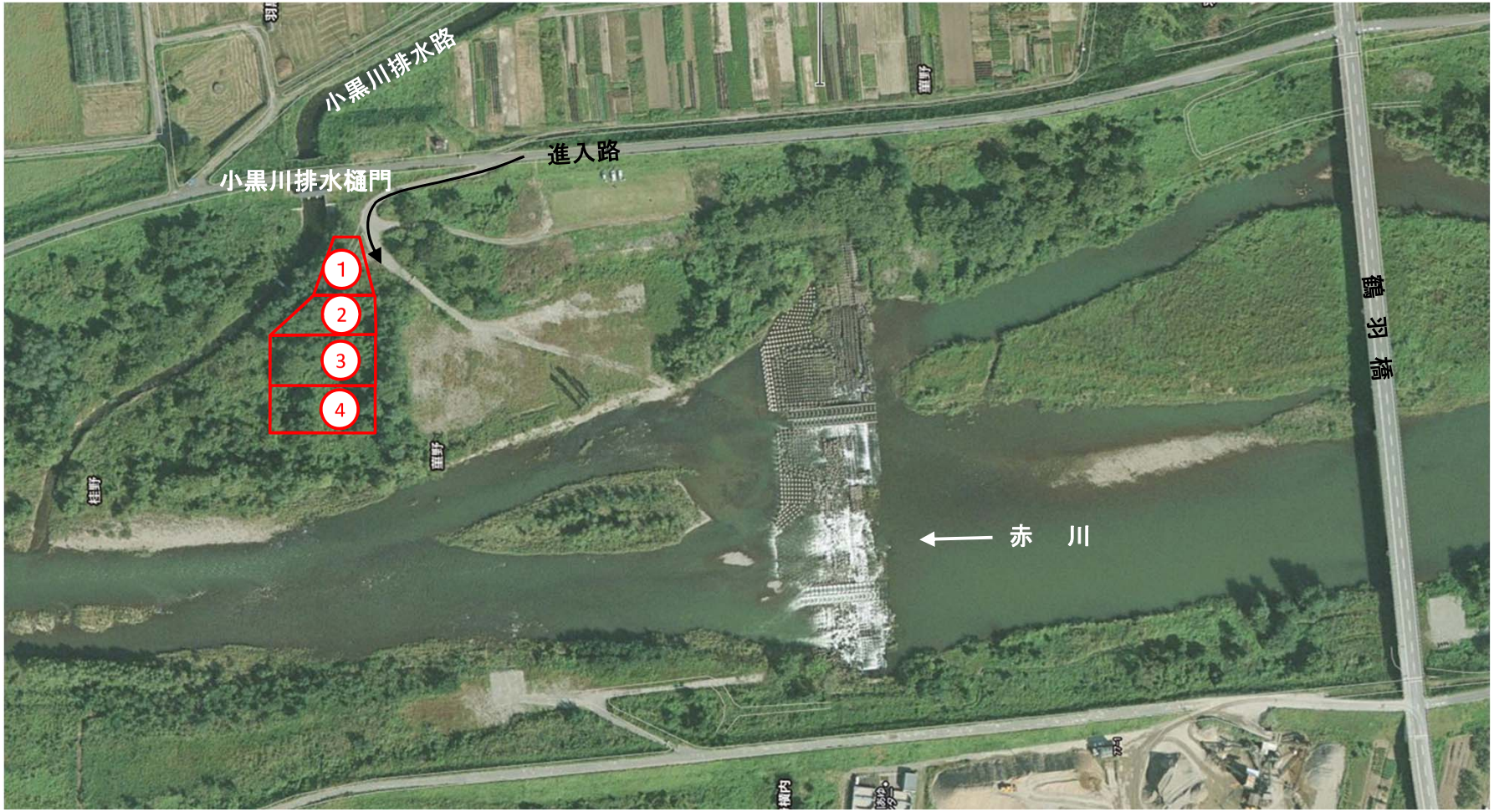
	延　　長	幹本数（径15～20cm）	面　　積	備　　考
区画①	L25.0m×W25.0m	20本～30本	A=　625　m2	
区画②	L16.0m×W25.0m	20本～30本	A=　400　m2	
区画③	L32.0m×W25.0m	20本～30本	A=　800　m2	
区画④	L32.0m×W25.0m	20本～30本	A=　800　m2	
区画⑤	(L25.0m+L'30.0)/2×W30.0m	20本～30本	A=　825　m2	

樹木等採取予定箇所図（鶴岡市松尾地区①）



	延　　長	幹本数（径15～20cm）	面　　積	備　　考
区画①	L20.0m × W40.0m	20本～30本	A=　800　m2	
区画②	L25.0m × W40.0m	20本～30本	A=　1,000　m2	
区画③	L15.0m × W40.0m	20本～30本	A=　600　m2	
区画④	L20.0m × W40.0m	20本～30本	A=　800　m2	
区画⑤	L=30.0m × W30.0m	20本～30本	A=　900　m2	

樹木等採取予定箇所図（鶴岡市松尾地区②）



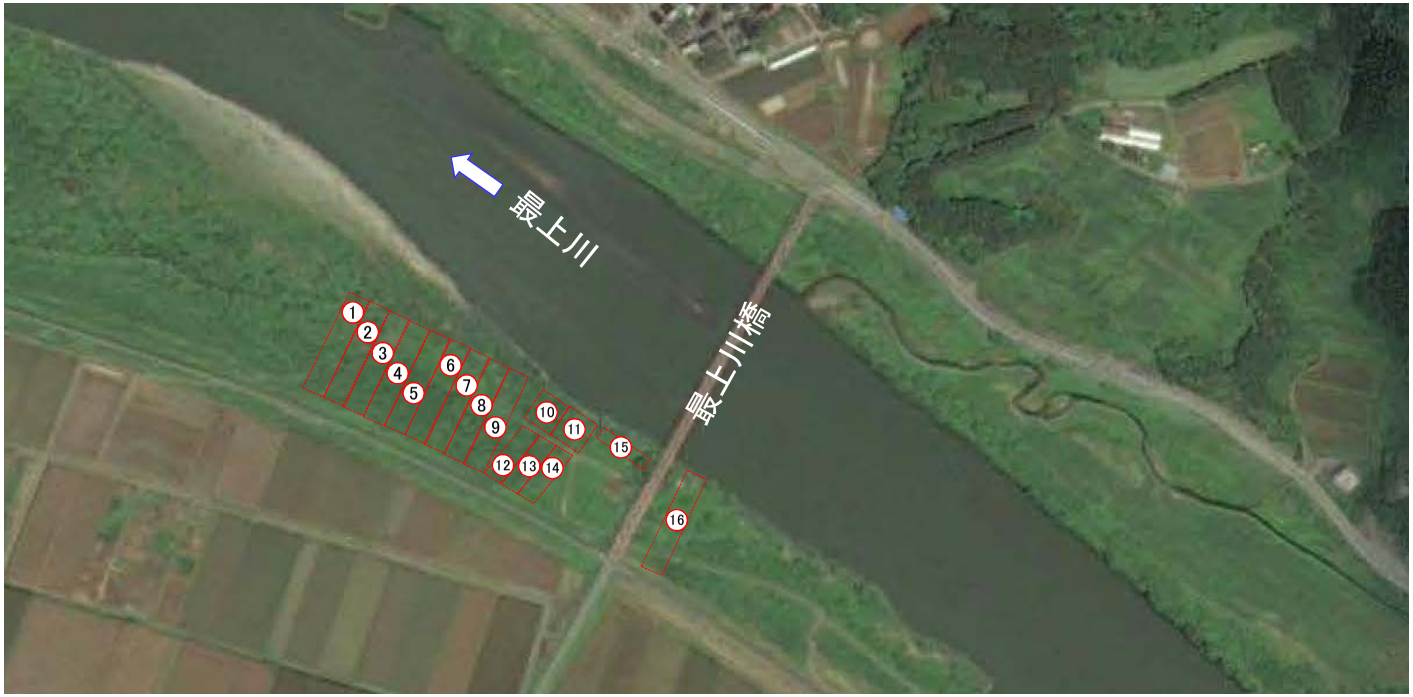
	延　長	幹本数（径15～20cm）	面　積	備　考
区画①	(L12.0m+L'20.0)/2×W30.0m	20本～30本	A= 480 m2	
区画②	(L20.0m+L'44.5)/2×W20.0m	20本～30本	A= 645 m2	
区画③	L44.5m×W25.0m	20本～30本	A= 1,112 m2	
区画④	L44.5m×W25.0m	20本～30本	A= 1,112 m2	

樹木等採取予定箇所図（三川町成田地区）



	延　長	幹本数（径15～20cm）	面　積	備　考
区画①	L20.0m×W40.0m +L30.0m×W40.0m	15本～25本	A=　2,000　m2	
区画②	L30.0m×W60.0m +L30.0m×W60.0m	15本～25本	A=　3,600　m2	

樹木等採取予定箇所図(庄内町狩川地区)



区画	延　　長	幹　本　数 (径15～20cm)	面　　積	区画規模	
				延長	奥行き
①	L= 20 m	約50～70本	A= 1600 ㎡	L= 20 m	W= 80 m
②	L= 20 m	約50～70本	A= 1600 ㎡	L= 20 m	W= 80 m
③	L= 20 m	約50～70本	A= 1600 ㎡	L= 20 m	W= 80 m
④	L= 20 m	約50～70本	A= 1600 ㎡	L= 20 m	W= 80 m
⑤	L= 20 m	約50～70本	A= 1600 ㎡	L= 20 m	W= 80 m
⑥	L= 20 m	約50～70本	A= 1600 ㎡	L= 20 m	W= 80 m
⑦	L= 20 m	約50～70本	A= 1600 ㎡	L= 20 m	W= 80 m
⑧	L= 20 m	約50～70本	A= 1600 ㎡	L= 20 m	W= 80 m
⑨	L= 20 m	約50～70本	A= 1600 ㎡	L= 20 m	W= 80 m
⑩	L= 27 m	約30～50本	A= 810 ㎡	L= 27 m	W= 30 m
⑪	L= 27 m	約30～50本	A= 810 ㎡	L= 27 m	W= 30 m
⑫	L= 18 m	約30～50本	A= 810 ㎡	L= 18 m	W= 45 m
⑬	L= 18 m	約30～50本	A= 810 ㎡	L= 18 m	W= 45 m
⑭	L= 18 m	約30～50本	A= 810 ㎡	L= 18 m	W= 45 m
⑮	L= 62 m	約30～50本	A= 806 ㎡	L= 62 m	W= 13 m
⑯	L= 20 m	約50～70本	A= 1600 ㎡	L= 20 m	W= 80 m

樹木採取者公募の公示

平成２７年８月７日

酒田河川国道事務所長　樋口　和則

次のとおり、「酒田河川国道事務所公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

１．公募名称：酒田河川国道事務所管内河川区域内樹木採取

２．公募内容：高水敷支障木伐採・搬出
（採取区域等は別紙のとおり）

３．採取時期
平成２７年１０月５日から平成２７年１２月２５日まで【予定】

４．採取場所
山形県酒田市大宮地区の高水敷（酒田出張所管内）
山形県東田川郡庄内町榎木地区の高水敷（酒田出張所管内）
山形県鶴岡市我老林地区の高水敷（赤川出張所管内）
山形県鶴岡市松尾地区の高水敷（赤川出張所管内）
山形県東田川郡三川町成田地区の高水敷（赤川出張所管内）
山形県東田川郡庄内町狩川地区の高水敷（飽海出張所管内）

５．公募に参加する者に必要な資格及び条件等
①　過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
②　公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
③　公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
④　直近１年間の税を滞納している者でないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

６．手続き等
①提出書類
公募説明書に添付の応募様式を期限までに提出すること。（郵送可、期限までに必着のこと）

②提出期限

平成２７年９月３日まで（土日を除く）

受付時間：９：００～１７：００（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

③提出先・問い合わせ先

〒998-0011　山形県酒田市上安町一丁目２－１

東北地方整備局　酒田河川国道事務所　河川管理課　河川管理係

電話　０２３４－２７－３４９７

７．許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２５条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和４０年建設省令第７号）第１３条第１項に定める申請の必要がある。

８．採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大区画数、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た採取の効果等を総合的に評価（採取計画・実施工程・過去の応募実績等・安全対策等・地域性）し、優れた者を申請者とする。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定する。

９．その他

①手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。

②関連情報を入手するための照会窓口は上記６の③に同じとする。

③応募に要する費用は、応募者側の負担とする。

④提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。

⑤応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。

⑥その他の詳細は公募説明書のとおりである。

酒田河川国道事務所公募型樹木採取公募説明書

イ．公募に参加する者に必要な資格及び条件等

①　過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

②　公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

③　公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④　直近１年間の税を滞納している者でないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ロ．手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式を期限までに提出すること。（郵送可、期限までに必着のこと）

②提出期限

平成２７年9月３日まで（土日を除く）

受付時間：９：００～１７：００（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

③提出先・問い合わせ先

〒998-0011　山形県酒田市上安町一丁目２－１

東北地方整備局　酒田河川国道事務所　河川管理課　河川管理係

電話　０２３４－２７－３４９７

ハ．採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大区画数、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た採取の効果等を総合的に評価（採取計画・実施工程・過去の応募実績等・安全対策等・地域性）し、優れた者を申請者とする。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定する。

ニ．採取区域と樹径等の情報（樹種：ヤナギ、ハリエンジュ、オニグルミなど）

別添　図面（樹木等採取予定箇所図）のとおり

※必要に応じて各自現地確認をすること。

ホ．採取時期

平成２７年１０月５日から平成２７年１２月２５日まで【予定】

ヘ．採取にあたって実施すべき安全対策等（清掃、交通整理等）の内容

盗難防止対策、猛暑・防寒対策、現場内の清潔の保持、交通誘導

ト．河川法第２５条の許可の際に付すことを予定している条件の内容

別紙、許可条件のとおり

チ．河川管理者が実施し得る工程

進入路整備（軽トラックによる搬出が可能となる程度）

リ．自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者に指示による中止の扱い

① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第１８条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第６７条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

ヌ．許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２５条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和４０年建設省令第７号）第１３条第１項に定める申請を行う。

なお、河川法第２５条の許可に際し、別紙にある条件が付される。

ル．河川法第２５条の許可を受けたものは、本樹木の採取に係る河川法第３２条第１項に基づく採取料徴収について、別途山形県知事が定める徴収料を納付しなければならない場合がある。

ヲ．その他

応募区域又は区画が応募者の認識している場所と一致しているか、また、公募時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。

採取を希望する河川産出物の種類又は使途を制限するものではないが、当該種類又は使途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の使途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。

なお、採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。

今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートに回答していただく。

採取場所については、河川管理者において調整をし指定する。

条　　件

第１条　許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称)、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標示板を掲示すること。

（※注）許可標示板の規格等については、担当区間の酒田河川国道事務所　各出張所長（以下「所長」という。）と協議の上変更可とする。

第２条　許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第３条　許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から１５日以内に届け出ること。

（１）　住所又は氏名を変更したとき

（２）　許可を受けた行為を廃止したとき

（３）　天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかったとき

第４条　許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長の指示に従い３０日以内にその場所を原状に復し、所長の検査を受けること。

第５条　許可を受けた者が採取に着手するときは、別紙様式（１）により所長に事前に届出し、かつ採取中は所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙様式（２）により速やかに報告し所長の確認を受けること。

第６条　許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したときは、直ちに所長に報告すること。

第７条　許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第８条　河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

（様式１）

平成　　年　　月　　日

○○出張所長　殿

住　所
申請者
氏　名

着　　手　　届

下記のとおり着手するので届け出ます。

記

１．着手年月日

２．許可年月日
及び番号

３．河川の名称　　○○川水系○○川

４．採取の場所

５．採取の期間　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

６．非常時の
連絡先

注）工事着手前の状況が分かる写真を添えて提出すること。

（様式２）

平成　　年　　月　　日

○○出張所長　殿

住　所
申請者
氏　名

完　　了　　届

下記のとおり完了したので報告します。

記

１．完了年月日

２．許可年月日
及び番号

３．河川の名称　　○○川水系○○川

４．採取の場所

５．採取の期間　　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

６．確認希望
年月日　　平成　　年　　月　　日

７．摘　　要　　竣工図書として、状況写真（着工前、施工中及び完了後）及び
その他必要な資料を添えて提出すること。

応 募 様 式

平成　　年　　月　　日

東北地方整備局
酒田河川国道事務所長 殿

＜応募者＞
氏名：　　印
住所：
電話番号：
メールアドレス（所有者のみ）：

平成２７年８月７日付けで公募された「酒田河川国道事務所管内河川区域内樹木採取」について応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

１．応募区域及び区画（区画の番号）：　　地区・区画番号（　）（　）（　）　、
　　地区・区画番号（　）（　）　、　　地区・区画番号（　）（　）

※ 上記「応募区域及び区画番号」等が、書き切れない場合は余白にご記入下さい。

※ 応募区域及び区画が希望どおり割り当てられるとは限りませんが、割当ての際の参考とします。

※ 「応募区域及び区画のみ」の限定した応募の場合は、図面に希望箇所を明示して提出願います。

２．採取を希望する河川産出物（樹木等）の種類：

３．採取を希望する河川産出物（樹木等）の使途：

４．採取に関する計画
作業予定期間　：　　月　　日　～　　月　　日（のうち　　日間）を予定
作業実施者　　：　　一日あたり　　人で実施予定
伐開・搬出方法：　　による伐開、　　による搬出

５．採取を実施する工程　※ 実施する全ての項目の□にレ点を記入願います。

□ 下草の除草等の準備工事段階

□ 樹木の伐開段階

□ 伐木された樹木（枝葉）の集積段階

□ 伐木された樹木（幹）の集積段階

□ 河川区域内に集積された樹木の搬出段階

６．過去の応募・申請・許可受け実績

過去の応募実績　　：　　年　　月

過去の申請実績　　：　　年　　月

過去の許可受け実績：　　年　　月

７．安全対策等の実施の有無　※ 実施する全ての項目の□にレ点を記入願います。

□ 清掃

□ 交通整理

□ その他（　　）

８．参加資格の合致状況　※ 該当する全ての項目の□にレ点を記入願います。

□ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

□ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

□ 直近１年間の税を滞納している者ではない。

□ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。